

## 許すな！ 秘密保全法案～国家による情報統制

弁護士 野 呂 圭

政府は、現在、「秘密保全法案」の国会提出を目論んでいます。

この秘密保全法案の内容はまだ表に出てきていませんが、政府の有識者会議が2011年8月に発表した報告書に基づき作成されることになっているため、この報告書の内容が法案の内容を構成すると考えられています。そこで、以下では、この有識者会議報告書をもとに、秘密保全法案の危険性について、説明します。

第1に、秘密保全法案は、「**国民の知る権利を刑罰によって規制する情報統制制度（刑罰により国民の情報へのアクセスを規制する制度）**」であるということです。

例えば、原発関連情報や普天間基地問題、TPP問題に関する情報を私たちが国民が知りたいと思っても、それらの情報が国によって「**特別秘密**」と指定されてしまえば、問答無用で秘密のベールに隠されてしまいます。そして、それらの情報を国民や記者が何とかして入手しようとしてアクセスすると、「**不法な方法（特定取得行為）**」だとして犯罪になってしまうおそれがあります。

また、「特別秘密」を取り扱っている者が外部に情報漏えいをする、懲役10年以下の刑を受けることとなります。国家の違憲違法な行為に関する情報を**内部告発**しようとしても、それが「特別秘密」と指定されていれば、公益通報制度で保護されるべき内部告発者が漏えい罪により犯罪者として処罰されるという事態も絵空事ではなくなるおそれがあります。

結局、国家は、国民に知らせたくない情報を「特別秘密」として隠し（情報統制）、それにアクセスしようとする者を刑罰によって規制できるようになります。沖縄返還協定の際に日米間で取り交わされた密約の事実を政府が長年否定し続けていることや、イラク戦争時に航空自衛隊がイラクで米兵を輸送していた事実を隠していたことからみても明らかなように、国家による情報統制の現実的危険は存在しているのです。それに加えて、刑罰により情報統制のより一層の強化を図ろうとしているのです。これは、自分たちのことは自分たちで決める、そのために必要な情報は共有する、という**国民主権原理に逆行するもの**です。

第2に、秘密保全法案は、「**“秘密保全”という大義名分の下で、国民のプライバシー情報を収集し、国民の選別化を促進する制度**」であるということです。

有識者会議報告書では、「特別秘密」が外部に漏えいすることがないようにするため、「特別秘密」を取り扱う者の管理が重要であるとして、「適性評価

制度」の導入を提唱しています。適性評価制度とは、特別秘密取扱候補者の氏名、生年月日はもちろんのこと、学歴、職歴、外国への渡航歴、犯罪歴、懲戒処分歴、預貯金、借金やその返済状況、薬物・アルコールの影響、精神的な問題に関する通院歴など、他人に知られたいくないプライバシーまで調査し、管理、チェックし、国家に不利益な行動を行いそうな者を排除していく制度です。アメリカでも同様の制度が既にあります。そこでは性的な面における振る舞いも調査の対象とされています。しかも、調査の対象者は、公務員のみならず事業委託を受けた**民間事業者も含まれ**、さらには特別秘密取扱候補者本人のみならず、その**家族や恋人、友人、知人にまで及びます**。つまり、あなた自身も調査の対象になる可能性があるわけです。

適性評価制度では、「国家に不利益となる行動をしないこと」が評価の観点とされているため、国家が自分にとって都合の悪いことをしそうな人を排除する仕組みであり、結局のところ、**政治的思想・信条を理由に排除される危険性**も否定できません。

このように、適性評価制度は、国民のプライバシー情報を収集し、国民を選別する危険性を有する制度と言えます。

第3に、以上のように、秘密保全法案は、**一方で国家の有する情報を国民に提供せず、他方で国民個々人の情報を収集するという情報統制法案**と言えます。国民による国家の監視は否定され、国家による国民監視が正当化されるのが秘密保全法案です。明らかに憲法の国民主権原理、また立憲主義（国家権力の濫用を抑制し、国民の権利・自由を守るという考え方）に反します。

このような違憲の立法を政府が目論んでいるのは、**日米軍事同盟の深化＝米軍と自衛隊の軍事的一体化**が背景にあると言われていています。つまり、軍事的一体化が進めば軍事情報も共有化され、そのためには米軍が提供する情報について米国並みの秘密保全法制を整備する必要があるというわけです。

今一度、日米同盟、安保条約の是非から考え直す必要があるでしょう。

秘密保全法案については、日本弁護士連合会も2011年11月24日に意見書で反対を表明し、2012年5月25日の定期総会においても反対決議を出しています。また、仙台弁護士会も、2011年12月14日に意見書で反対を表明し、2012年4月6日にも「仙台地裁判決を受けて、改めて自衛隊情報保全隊による国民監視活動の中止を求めるとともに秘密保全法制の法案化に反対する会長声明」を出しています。

各地で勉強会等を開催する企画があれば、お声掛けいただけると幸いです。